

北上市告示甲第11号

北上市路線バス維持費補助金交付要綱（平成16年北上市告示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年10月1日以後の運行から適用する。ただし、令和7年度分の補助金については、第5中「12月20日」とあるのは「3月13日」と読み替えるものとする。

令和8年2月18日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(交付対象の特例)</p> <p>第8 [略]</p> <p>2 令和2年度において、この告示による補助金の交付を受けた路線については、<u>令和6年度分</u>の補助金に限り、第2第2項第2号に規定する「平均乗車密度が4人以上」の要件を適用しない。</p>	<p>(交付対象の特例)</p> <p>第8 [略]</p> <p>2 令和2年度において、この告示による補助金の交付を受けた路線については、<u>令和7年度分</u>の補助金に限り、第2第2項第2号に規定する「平均乗車密度が4人以上」の要件を適用しない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	